

「大阪府立福井高等学校 部活動に係る活動方針」

1. 部活動の目的

部活動においては、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、多様な活動・経験を通して、人間的に豊かに成長することを目標とする。

2. 部活動の休養日及び活動時間

- ① 各部は、週当たり平日の少なくとも1日と、週末のうち少なくとも1日を休養日（ノークラブデー）とすることを基本とする。大会等で各週について休養日の設定が困難な場合があっても、年間で104日以上休養日を確保することとする（104日には学校全体で部活動を行わない日を含む）。

- ② 活動時間は次を原則とする。

課業日の月～金曜日 17:00 まで

土・日・祝・長期休業期間 9:00～17:00

平日では2時間程度、休業日等は4時間程度とし、合理的でかつ効果的な活動を行う。

課業日の早朝練習は7:00～8:15、延長練習は19:00までとする。

3. 部活動の指導

- ① 指導は主顧問が統括し、他の指導者（顧問・部活動指導員など）と協力して行う。
- ② 生徒の心身の健康管理・事故防止に努め、体罰はや威圧的な言動によって、生徒の自発的な活動が損なわれることがないよう指導する。
- ③ 近年の気候の様子を受け、熱中症予防に努める。
- ④ 事故防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

4. 新型コロナウイルス感染症対応（当面の間）

- ① 大阪府・大阪府教育庁の対応・対策に従って活動する。
- ② 基本的な感染予防対策（マスク・手洗い・換気・間隔など）に努める。
- ③ マスクについては、熱中症予防の観点より適切な着脱を指導する。
- ④ 感染状況によって、活動内容に制限を加えることがある。
- ⑤ 活動の前後、更衣や登下校にあたっては、感染予防に努める。

5. その他

安全・安心で、自主・自発的な部活動を旨としつつ、[「大阪府部活動の在り方に関する方針」](#)（平成31年2月：大阪府教育委員会）に従って活動する。